

消費生活センターへ
ご相談ください。
TEL.092-632-0999

借金問題＜多重債務＞の相談

一人で悩まず相談を！
借金問題は必ず
解決できます！

消費生活センターでは、あなたの借金整理を
お手伝いするため、多重債務に関する相談を受け付けています。



決して他人事ではありません。多重債務に陥る原因はこんなところに！

クレジットカードを使いすぎてしまった…

新生活をスタートし、冷蔵庫などの家電製品やベッドなどをクレジットカードで購入。カードでの購入に慣れてしまい、エステや英会話教室などどんどん利用を増やしていく。気がついたときには多重債務の状況に。



失業したため生活費を借金していたら…

住宅ローンを抱え、子どもも高校生と中学生。そんなときに思いもよらず失業してしまった。失業給付の期間も終わり、妻は病気がちで働けない。生活のために借金をしていたら、あっという間に借金を借金で返す悪循環に。



多重債務の解決には、次のような方法があります。

①任意(私的)整理

裁判所を通さず、弁護士や司法書士に依頼して、利息制限法に基づいて債務整理を行います。消費者金融業者に利息を払いすぎていた場合、残務額が圧縮でき、過払金の返還請求ができる場合があります。

②特定調停

簡易裁判所に特定調停の申立てをして、調停委員会のあっせんにより利息制限法に基づいて債務整理を行います。

③個人再生

地方裁判所に個人再生の申立てをして認可された再生計画案に基づき、計画案どおり弁済すれば元本の一部が免除されます。

④自己破産

地方裁判所に自己破産申立てをして、裁判所の審理によって破産宣告を受けます。それを受け免責の申立てをして決定を受ければ、債務を免除されます。